

神奈川区公告第 93 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条及び地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は、当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年9月11日

横浜市神奈川区長 鈴木 茂久

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	別紙のとおり
送達する 書 類 名	令和 8 年度介護保険料額決定通知書	
	令和 8 年度介護保険料額通知書	
	令和 7 年度介護保険料額通知書	
	令和 6 年度介護保険料額通知書	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

	氏名又は名称	通知年月日
1	坂本 三枝	8 月 3 日
2	関谷 透	6 月 15 日
3	田邊 正雄	8 月 12 日
4	曾根 清美	8 月 14 日
5	椿内 敏男	6 月 15 日
6	田中 秀明	8 月 14 日
7	鈴木 智	8 月 12 日
8	濱崎 久子	8 月 14 日
9	CHUN KYUNG SOO	令和 7 年 9 月 4 日